

国保連合会から介護給付費請求等に関するお知らせ

[1] 1月の請求締切日について（請求漏れ、伝送漏れにご注意ください。）

《CD-R等・帳票の場合》

**1月10日（木）17:00までに
到着するようお願いします**

- ※ 郵送される場合は、必ず「介護給付費請求書等送付状（郵送専用）」を添付してください。
- ※ **本会ホームページ「事業所の皆様へ」に請求締切日年間スケジュールを掲載しております。**

《インターネット請求の場合》

1月10日（木）23:30 締め

- ※ 「到達確認」「受付確認」を必ず実施し、受付エラーとなっていないかの確認を行ってください。
- ※ **毎月10日の17時までは、事業所側端末において伝送データの取消が可能です。**取消方法についてはご利用のソフトのマニュアルをご確認ください。

[2] 過誤処理について（件数及び金額を確認の上、保険者へ過誤処理の依頼を行ってください。）

●留意事項1 過誤調整額が請求額を超える場合

過誤調整額が請求額を超える場合、差額について一括でお支払い（振込）いただくこととなります。 保険者へ過誤を依頼する際は、同月/通常過誤の区分、処理時期について、保険者と調整の上で実施してください。

●留意事項2 同月過誤実施時の再請求明細書の提出

保険者へ同月過誤を依頼する際に、参考資料として明細書を提出する場合がありますが、それにより再請求をしたことにはなりません。同月過誤とは**過誤調整と同じ月に国保連合会へ再請求をする**ことにより差分のみ調整をするものですので、ご注意ください。

[3] CD-R及びFDによる請求についての留意事項

- ① ファイルが入っていないことがあります。**ディスクへの書き込みが完了していることを確認してください。**
- ② 圧縮ファイルや、フォルダに格納した状態のファイルが入っていることがあります。読み取りの障害となり受付ができないおそれがあります。**請求に必要なファイルのみを、ディスクの直下に保存してください。**
- ③ ディスクのラベルに記載された事業所と異なる事業所のファイルが入っていることがあります。**ラベルと内容が合致していることを確認してください。**
- ④ **1つの事業所番号につき1枚のディスクでの提出が必要です。**異なる事業所のファイルを1枚のディスクで提出することはできません。なお、1つの事業所の複数のファイル（月遅れ分等）は1枚で提出できます。

[4] その他の請求に関する留意事項

① 住所地特例対象者に係る請求方法について

住所地特例対象者に係る特定地域密着型サービス（※）及び総合事業の明細書においては、**サービス内容等を『給付（事業）費明細欄（住所地特例対象者）』に記載し、『施設所在保険者番号』に「対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号」を記載**する必要があります。**データ入力の方法については、ご利用のソフトのマニュアルを参照するか、ソフト会社へ問い合わせてください。**

（※）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

② 福祉用具貸与における上限価格チェックについて

平成30年10月サービス提供分以降、商品ごとに設定されている貸与価格の上限を超えて請求されている場合、請求明細書が返戻となります。（エラーコード：140A『福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。』）
 なお、上限価格については、厚生労働省または公益財団法人テクノイド協会のホームページにて公表されておりますのでご確認ください。